

政治資金規正法施行令の一部を改正する政令案等の概要

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等に基づき、政府全体として押印義務を廃止する方向で検討しているところ、政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）等により規定されている押印義務を廃止するため、所要の改正を行う。

1 政治資金規正法施行令の一部を改正する政令案

政治資金規正法施行令（昭和 50 年政令第 277 号）第 23 条第 1 項により規定されている匿名の寄附等に係る寄附物件の国庫納付手続の際の保管者等の押印義務を廃止する等の改正を行う。

2 政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令案

政治資金規正法施行規則（昭和 50 年自治省令第 17 号）、政党助成法施行規則（平成 6 年自治省令第 45 号）及び政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則（平成 6 年自治省令第 46 号）の別記様式中政治団体の届出に係る代表者の押印欄を削除する等の改正を行う。

[施行期日（予定）]

公布の日